

大分県中小企業等脱炭素推進コンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「大分県中小企業等脱炭素推進コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という)と称する。

(目的)

第2条 大分県における産業部門の脱炭素化が求められる中、関係機関が一体となって、情報共有や情報発信、支援策の検討等を行うことで、県内中小企業の脱炭素化を推進し、企業価値の向上や取引機会の拡大など競争力の強化に繋げていく。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各取組を推進する。

- (1) 脱炭素に関する国等の動向の情報共有・発信
- (2) 構成機関における脱炭素に関する取組の情報共有・発信
- (3) 構成機関相互の連携促進
- (4) 中小企業等の脱炭素に関する実態把握、支援策等の検討
- (5) その他、脱炭素の取組に関すること

(組織)

第4条 コンソーシアムは、別表に掲げる機関で構成する。

(事務局)

第5条 コンソーシアムの事務局は、生活環境部環境政策課及び商工観光労働部産業GX推進室に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営等に関し必要な事項は、協議の上、定める。

附 則

この設置要綱は、令和8年7月10日から施行する。

別表（第4条関係）

	構成機関
企業団体	大分県工業連合会
	おおいた半導体デジタルネットワーク
	大分県エネルギー産業企業会
	公益社団法人大分県トラック協会
支援機関	大分県商工会議所連合会
	大分県商工会連合会
	大分県よろず支援拠点
金融機関	株式会社大分銀行
	株式会社豊和銀行
	大分信用金庫
	大分みらい信用金庫
	日田信用金庫
	大分県信用組合
オブザーバー	企画振興部 交通政策局地域交通・物流対策室
	商工観光労働部 経営創造・金融課
	商工観光労働部 工業振興課
事務局	生活環境部 環境政策課
	商工観光労働部 産業GX推進室